

総行行第 161 号
令和 4 年 6 月 10 日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会等の
開催方法に関する Q & A について

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和 2 年 4 月 30 日付け総行行第 117 号総務省自治行政局行政課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関する Q & A について」（令和 2 年 7 月 16 日付け総行行第 180 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出したところですが、今般、地方公共団体から問い合わせがあったこと等について、Q & A を作成しましたので、送付いたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における 議会の委員会等の開催方法に関するQ & A

令和4年6月10日

質問要旨	回答
1 地方自治法第115条の2第2項（第109条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）には、「参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」と規定されているが、いわゆるオンラインによる方法で参考人から意見聴取を行うことは差し支えないか。	○ 地方自治法第115条の2第2項は、従来、一部の議会が条例に基づいて、その審議の充実を図るために学識経験者等から意見聴取をしていた取組をもとに、出頭を求められた者に法律上の応答義務が生じることや出頭した者については費用弁償の対象となることを明確化する意義を有するものとして地方自治法に規定されたものである。 ○ このような経緯と、参考人制度は、議会における政策形成機能の強化を図るためにその活用が期待されるものであることに鑑みれば、議会への出頭を求めない形での意見聴取は、地方自治法第115条の2第2項によって否定されるものではなく、新型コロナウイルス感染症対策として行う場合に限らず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により、意見聴取を行うことは差し支えないと考えられる。
2 オンラインによる方法で参考人からの意見聴取を行う場合、地方自治法第115条の2第2項が根拠規定となるのか。	○ 地方自治法第115条の2第2項に規定する「出頭」は、文言上、物理的に議場や委員会室に出向くことを意味するものと解されるが、1の回答のとおり、同項の規定は、出頭を求めない形での意見聴取を否定する趣旨ではないところ。 ○ したがって、オンラインによる方法で意見聴取を行う場合には、出頭を求めないで参考人から意見聴取を行うための所要の手續（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じて意見聴取を行うことが適切と考えられる。

3 オンラインによる方法で参考人からの意見聴取を行う場合、通信費等に関して参考人に対する費用弁償を行うことは可能か。	○ 2の回答にあるように、適切な根拠や手続に則ってオンラインによる方法で意見聴取を行う場合に、各団体の費用弁償に関する条例に基づき、当該オンラインによる方法で意見聴取を行った参考人に対して費用弁償を行うことは可能である。
4 オンラインによる方法で参考人からの意見聴取を行う場合、本会議場や委員会室において出席する議員に対して費用弁償を行うことは可能か。	○ 地方自治法第203条第2項によれば、議員は、職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができることとされ、同条第4項において、費用弁償の額と支給方法は条例でこれを定めなければならないとされている。 ○ したがって、オンラインによる方法で意見聴取を行う場合でも、適切な根拠や手続に則って行われるものであって、議員の職務として位置づけられる限りは、上記の条例に基づき、適正な費用弁償を行うことは可能である。